

第7回町田市高齢社会総合計画審議会後ご意見と回答

通番	質問(ご意見)	回答
①	<p>素案53～55ページ町トレの記載内容について</p> <p>55ページの町トレ記事にて、2017年11月現在50団体を越えるとの表記がありますが、53ページの取組②での計画目標値が2018年度45団体とあり、現状団体数を下回る数値となっています。</p> <p>上方修正が必要なのでは？と思いましたがいかがでしょうか？</p> <p>こちらの値が変わった場合は、高齢者福祉計画の一部修正案(11ページ)についても連動して修正が必要かとも思います。。</p>	<p>両計画共に上方修正します。</p>
②	<p>素案86ページの基本目標の指標について</p> <p>初認定平均年齢を指標とされています。同じ条件下であれば、指標として有効かと思えます。</p> <p>ただ今後、総合事業の運用について変化があれば、指標として妥当なのか疑問に感じるところがあります。</p> <p>総合事業については、一般的には、新規の方でも「健康チェック表」にて対象者となればご利用が可能です。</p> <p>町田市の場合、新規希望者に限り、必ず介護保険申請をすることになっており、総合事業だけのサービスを希望される方であっても、必ず保険申請を行うことが原則となっております。</p> <p>現状ですが、かなりの確率で要支援認定が出ており、非該当からの事業対象者利用のパターンはかなり少ないように思われます。</p> <p>他市であれば、健康チェック表だけで事業対象者としてサービス利用されるだけの方であっても、町田市においては必ず認定調査のスクリーニングにかかるため、自治体間で比較すると要支援認定が早期に出ることになるのではと感じております。</p> <p>計画期間である3年間、同じ条件であれば、町市内での比較指標としては問題ないかと思えます。もし他市のように、途中の年度から運用を変えられる場合は「参考値」となってしまう可能性もあるかと考えました。</p>	<p>ご指摘のとおり、町田市では、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用を希望される方について、新規希望者に限り、原則として介護保険認定申請をお願いしております。</p> <p>これは、介護保険認定審査及び基本チェックリストによる審査の公正性の確保を前提として、ご本人にとって適切なサービスが何であるか、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスだけでよいのか、主治医の意見書を含む、より専門的な視点で判定することを目的としており、現在のところ変更の予定はございません。</p> <p>2017年度より開始した町田市介護予防・日常生活支援総合事業による要支援・要介護認定者数等への影響は、総合事業対象者数と合わせて、その推移を注視し分析することが重要であると認識しております。自治体間比較を行う場合につきましても、審査方法の差違等による影響を踏まえた分析を研究してまいります。</p>